

平成15年度第6回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成16年2月9日(月) 午後3時から午後5時10分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、大野企画部次長よりあいさつ申し上げます。

企画部次長 本日は、お忙しい中、行政評価委員会公共事業評価部会にご出席を賜りましてありがとうございます。

企画部長は、本日所用がございまして出席できませんので、かわりましてごあいさつを申し上げます。

昨年10月の第5回部会におきまして、再評価対象39事業を含む公共事業につきまして貴重なご意見を賜りまして答申をちょうだいしたところでございます。ありがとうございます。

いただきました答申を受けまして、県としての考え方を整理いたしまして、今後の取り組みを明らかにいたしました「評価書」を昨年1月に決定させていただきました。先週2月5日には行政評価委員会で報告をさせていただいたところでございます。

本日は、この評価の結果についての対応の状況、さらには平成14年度・15年度にいただきました部会意見に対する対応状況について報告をさせていただきますが、皆様方からいただいた意見は決してむだにすることなく、今後とも公共事業再評価制度をより透明性の高い継続性のある制度として定着するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、本日は、新たな取り組みといたしまして、公共事業事後評価についてご説明をさせていただきます。平成15年度からの試行、試みに行うのですが、試行に向けましてご意見を賜りたいと考えているところでございます。

今年度最後の部会ということになります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

司 会 本日は、森杉部会長を初め行政評価委員会公共事業評価部会の委員とし7名の先生方にご出席いただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、岡田委員、両角委員につきましては、本日所用のため欠席なさっております。また、田中副部会長におかれましては、少々おくれております。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしく願いいたします。

森杉部会長　　それでは、まず議事録署名委員をご指名したいと思います。いつものとおりお二人ですが、今回は長田委員と高橋委員のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要綱」に従うようお願いいたします。

写真撮影、録画につきましては、事務局職員の指示に従い会議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、次第にありますように、議事に入ります。

1ですが、「公共事業再評価の対応状況について」という議題です。その「平成15年度公共事業再評価の対応状況について」ですが、これは事務局の方からご説明をお願いいたします。

行政評価室長　　それでは、私の方から議事の1の平成15年度の再評価の対応状況についてご説明させていただきます。

この項目については、三つの資料で説明をさせていただきます。

一つは、資料1-1です。それと、資料1-2。それから、一番後ろについていますが、参考資料1。この3点で議事の1についてご説明をさせていただきます。

最初に、私の方から資料1-1と参考資料について説明させていただいて、資料1-2については事業担当部局の方から後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1を出していただきたいと思います。

参考資料1ですが、ちょっと思い出していただくために後ろ2枚を開いていただきたいと思います。

後ろ2枚は、平成15年10月29日に部会長から知事あてに答申した内容でございます。この内容については、10月15日に第5回部会で審議していただいた内容でございます。

「記」以下に書いていますが、継続事業とした県の評価を妥当とした事業は以下のとおりということで、次のページの38番の連続立交まで38事業について妥当。

それから、意見を付して妥当としたのが加瀬沼公園整備事業でございました。加瀬沼公園整備事業については、事業費の縮減をした変更事業計画案、これでもって展開することということでございました。

それから、次のページの別紙であります。事業実施に関して部会に出された意見についても添付をしております。

1番の審議対象事業の実施に関する意見では、「坂元川の関係で自然環境に十分配慮しなさい。」それから、11番の大川の河川改修については、「早急に新たな計画を作成して進捗を図るように努力しなさい。」それから、23、24、25については、人命に深くかかわる事業、地すべり対策等については「早期の事業完了を期待します。」32番の姥ヶ沢道路改良については「事業推進を進めなさい。」出島バイパスについては、「経費削減とか自然環境に配慮しなさい。」加瀬沼公園については、水質について意見がございました。

次のページが全体的なこととして6項目ほどご意見が出されたものです。

こういう形で答申がされました。

前に戻っていただきまして、1ページ、それをもとにして県では最終的な「評価

書」という形でご覧のような評価書ができ上がっています。対象事業から5番の行政評価委員会の意見までありまして、6番、これが結論です。

評価の結果、3ページですが、事業を継続するとして39事業、全部継続です。

ただし加瀬沼公園については変更事業計画案に基づいて変更手続等を行いながら、なおかつ環境に配慮して公園を整備するという評価の結果でございます。

それで、次の4ページ、5ページですが、なお各委員から出された意見については次のとおり対応しますということで記載しております。この対応状況については、後ほど逐一ご説明をさせていただきます。

これが「評価書」でございました。

これに対して、どう対応しているかという二つの資料がございます。資料1-1と1-2です。

資料1-2は意見に対する技術的なことです。

それから、資料1-1については全体的なこと、いわゆる継続という評価結果を出したわけですが、平成16年度からといたしますか、平成16年度の予算等にどう対応していくかという資料が資料1-1です。

資料1-1についてご説明をさせていただきます。

まず、番号を振っておりますが、1番から14番までは広域基幹の河川改修事業です。

これに対する対応状況でございますが、右側の方に書いてあります。

広域基幹11事業、14のうち11事業について17億円ほどの予算、これは予定額と理解していただきたいんですが、予算額でもってごらんのような事業内容と事業実施上の対応というか検討事項、こういうものに注意しながらやっていきますということで、なお書きにございますが、迫川の熊川と夏川、それから善川、この3事業については予算縮減と事業調整のために平成16年度は休止という状況になっています。これについても、後ほど詳しく理由等についてご説明をさせていただきます。

次のページが広域基幹でございますが、あとは広域一般については二つの事業で1億円程度です。

それから、次のページ、高潮については二つの事業で1億3,000万円という形でご覧のような事業内容となっています。

特に、20番の筒砂子ダム建設については、引き続き水文調査の400万円を継続実施していく予定でございます。

あとは、ご覧のように、予算予定額と、それから事業の内容が記載されておりまして、36番では出島バイパスの整備事業がございました。これについては、経費削減とか、それから自然環境に留意してというご意見をいただきました。これについては、240mを1億6,000万円ほどで実施をいたします。

それから、最後の8ページでございますが、加瀬沼公園の整備事業については、用地買収費として9,000万円ほどを見込んでおります。

この事業費全部ひっくるめるとおおむね100億円程度の事業を平成16年度で継続実施をいたしますということでございます。

それでは、技術的なことといたしますか、部会から意見としていただいた内容について、事業課の方から資料1-2に基づいて説明をさせていただきます。

森杉部会長　　お願いします。

河川課長　　それでは、河川課長の岩見でございます。

資料1 - 2の1ページでございますが、坂元川の河川改修事業につきましては、現況の豊かな自然環境に十分配慮して事業を実施することというご意見をいただいておりますが、平成16年度につきましては、ここの1ページのところの事業の状況というところの平成16年度予定に掲げておりますが、橋梁の改築と用地補償、調査設計ということで、堤防の改修、いわゆる築堤については平成16年度はございませんが、その下の写真にありますのは、これは平成11年に築堤した堤防でございます。場所は、国道6号の上流のところでございますが、左岸側から右岸側を見たところでございます。この右岸側のところ、植生が見えると思っておりますが、これにつきましては2割の勾配でつくっております、緩傾斜で多自然型の川づくりをしております。

平成16年度につきましては、この堤防についてはございませんが、今後堤防等を改修する際には、このような形で周囲の環境に十分配慮してなだらかな勾配と植生で自然の景観、環境に合った形で堤防整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、次の2ページ目でございますが、大川の河川改修につきましては、治水計画について行っている見直し作業を早急に進め、新たな計画を作成した上で事業の進捗を図るよう努力することというご意見をいただいております。

大川については、平成14年7月に全市避難勧告が出されまして、改修に対する地域住民の安全の確保に関する要望が非常に強うございます。そうした中で、新月ダムが中止になりまして、それにかわる治水計画をどういうふうにつくっていくかということで、意見交換会を軸にその治水計画に関して地元の方と意見交換を進めてまいりました。

2ページの現在の状況というところに書いてありますとおり、平成15年7月12日以降、第1回、第2回、第3回と意見交換会を今年度開催しまして、また年末には12月13日、地域の方への一般説明会も実施しております。

実は、今週の土曜日でございますが、2月14日に第4回の大川治水計画意見交換会を開催することにしておりまして、ここで大川の治水に関しての最終意見の取りまとめということを予定しております。

県としましては、その意見を最終的には知事あてに意見具申という形になりますが、それを踏まえまして平成16年度に大川河川整備基本方針並びに整備計画を策定しまして、平成17年度から実際の工事に着手を進めていくというふうに考えております。

当面は、大川の河道掘削を中心に治水安全度を上げていくという事業を進めていく予定になっております。

続きまして、先ほど資料1 - 1のところの説明がございましたが、河川関係の事業で継続ということで評価をいただいた事業の中で、平成16年度の事業が休止、平成16年度に予算を実際に計上しない、要求していない箇所が3カ所ございます。熊川と夏川と善川でございますが、これについて理由をご説明申し上げます。

これは、資料1 - 2の10ページに広域基幹迫川（熊川）の河川改修事業という

のがございます。

10ページの下の方に平面図が書いてありますが、これは右から左の方に川が流れますが、真ん中あたり、沖の前橋、ちょうど黄色と赤の境あたりでございますが、ここまでにつきましては、沖の前橋から下流につきましては概成しております。この上の上流、赤色区間について今後事業をやっていく必要があるんですが、ここにつきましては平成16年度は休止をすると申し上げますのは、実はこの赤色の部分のちょうど右岸側、図でいくと上の方になりますが、ここで県営のほ場整備事業が計画されております。実際には平成18年度からほ場整備を進めていくことになっておりますが、現在県の河川事業に関する予算が非常に緊縮と申しますか重点化を図っております、緊急性の高いものから整備をすることになっておりますが、ここにつきましてはほ場整備と整合を図りながらやっていくということでございますが、ほ場整備の方が平成18年度からということなので、スケジュール的には平成16年度1年休んで平成17年・18年と河川改修をやっていけば間に合うということなので、ここについてはまだ時間的余裕があるということで、平成16年については1年だけ休止をする予定にしております。

それから、次の11ページでございますが、迫川の夏川の河川改修事業です。

下の方の図で橋がかかっておりますが、右から二つ目の橋、橋向橋というのがございます。橋向橋の下流については、こちらは堤防が完成しております。

実は、夏川は岩手県との県境の川でございまして、右岸側、図でいうと上の方については宮城県側、ここは橋向橋まで完成しております。しかしながら、左岸側の岩手県側が現在事業が遅れておまして、宮城県の方だけ堤防が高い状態になっております。今、この岩手県の方が宮城県と同じように橋向橋まで事業が終わるのを待っております、これが予定では平成18年度に完成するという事で聞いておりますが、それが終わってから橋向橋からの上流、小谷地橋までの区間、ここは地元要望が非常に高い区間でございますが、岩手県側が終わってからこちらの方について進捗を図っていきたくと思っております。ですから、これは特殊な河川でございまして、左右岸の安全度バランスが今宮城県の方だけ一方的に高いようになっておりますので、岩手県の方を待ちながら事業を進めていくということで平成16年度は休止にしております。

それから、最後に13ページ、広域基幹善川の河川改修事業でございます。

下の方にポンチ絵がございまして、右から左の方に川が流れております。非常に見にくくて恐縮なんです、実は右岸側、図でいうと上の方ですが、ここが大和町、それから左岸側、下の方が大衡村になっております。ちょうど町村境が、右の方に破線が見えると思うんですけども、破線がずっと来まして、ちょっと見にくいですが、印が書いてあるのは、これは樋門でございます。川への排水路のはけ口でございますが、この樋門の部分は入っているんですが、その後川を境に下流の方は大和町と大衡村に分かれております。

実は、これから事業をやっていく箇所がこの右岸側の樋門、色でいきますと赤色で塗っている区間でございますが、この樋門を河川改修とあわせて事業をやっていくことにしているんですが、実はこの樋門は大和町の水をはくことになっております。はけ口が、実は大衡村にあるんです。町と村との関係の調整があるということと、あと大和町の方で公共下水道の計画がございまして、この樋門につきましても断面をもうちょっと大きくするとか、そちらの方との調整もございまして、ですか

ら、我々が、河川管理者がこの樋門を改築するに当たっても、大和町の計画、それと大衡村との管理の問題、どちらがどうするかという問題が解決しないと今着手できないので、その地元調整を待って着手したいということで平成16年については休止をしております。ですから、その調整がつき次第、こちらについては再開をしていきたいと考えております。

河川課は以上でございます。

森杉部会長 これは少々特別な三つの案件のご説明ありましたので、ここでご質問、ご意見、ありましたらお願いしましょう。どうぞ。

徳永委員 確認なんですけど、最初の熊川とか最後の善川なんですけど、これは調整によって何が計画が変更になるというような可能性はあるんですか。

河川課長 熊川についてはございません。熊川は、もともとが蛇行河川でございまして、いわゆる蛇行しているのを直線にします。ほ場整備が入ると今の河川のところを埋めて新しい川にするんですけれども、それはもう計画は決まっておりますので、これはスケジュールの調整だけでございます。

それから、善川の方は、先ほど申し上げましたとおり、樋門につきましては大和町の公共下水道の計画とあわせて樋門の断面を大きくするとなれば、そこは形が、樋門の面積ですけれども、ゲートの形が変わってくる可能性がございます。もちろん、公共下水道によって増えたという部分は、それは町の方の理由でございまして、その増加分については町の方で負担するというふうにあロケーションの割合が変わってくるとかそういったことは予想されます。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

私から質問ですが、今回の三つの件は、説明を受けるともっともだなというふうに思いますが、審査をする、再評価をするときの段階ではこういう情報が入っていません。それで、継続となっているわけです。そこが少々ひっかかります。この場合はその時点で今のような情報がわかっていたものですか。それとも、その後発生したものなんですか。

河川課長 再評価の審査のときは、今後おおむね次の再評価までの期間、5年間でどこまでやるかということで1色、赤色で図面としては表示をさせていただいたと思います。そのときに、平成16年度についてはどうするのかということについて詳しい説明をしていなかったところも確かにあったかと思えます。夏川のような岩手県と宮城県との問題というのは、実はこれはそのときもわかっておりましたから、そのときにもうちょっと詳しく説明すべきだったことかもしれません。あと、地元調整が変わるものは、実際やりながら今でも地元調整の状況を把握しながらやっております。それは時々刻々変化していきますので、それから特に進展もございませんので、状況的には審査を受けた段階からそんなに進捗はなかったと。最終的には、これは平成16年度は休止させるを得ないなというふうに判断しております。

森杉部会長 そうすると、一つ検討していただきたいのは、大体順調な場合にはわざわざ言っ

ていただく必要はありませんが、このように特別な事情がある場合は付議していただくとう助かります。平成16年度は休止になる可能性がある。理由はこうだと。可能性の段階で結構ですから、それをしていただくと本日説明を受けている最中の戸惑いがなくなりますので、検討していただいただけませんか。

加藤委員 今、森杉部会長が言われたとおり、全く個人的には、再評価の時点で一度こういう話は聞かせておいてもらうべきだったのではないかなと思いますので、今後こういうケースがまた出てくると思いますので、それはそういうものを含みで再評価していくような形をとっていければという感じがしますので、よろしく願います。

森杉部会長 よろしいでしょうか。

それでは、河川は終了いたします。ありがとうございました。

砂防水資源課長 それでは、砂防水資源課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-2の3ページ、4ページ、5ページでございますが、前浜の2の急傾斜地崩壊対策事業、青葉山地すべり対策事業、平地すべり対策事業、三つの事業につきましては、人命に深くかかわる事業であり、早期の事業完了を期待するという部会からのご意見をいただいております。

したがって、この三つの事業については、住民の生命、財産の安全確保を図るため工事を推進してございまして、今後とも早期の完了を目指して効果的、効率的に工事を進めてまいりたいと思っております。

前浜の2急傾斜地崩壊対策事業につきましては、昨年5月の三陸南地震で一部崩れたところがありまして、災害関連の緊急急傾斜地崩壊対策事業も採択を受けまして、通常の補助事業とあわせて実施をしております。現在までの進捗率が約8割弱でございますが、予定どおり今後も進めまして、資料1-1では平成20年度となっておりますが、平成18年度までには完成を図っていきたく思っております。

4ページの青葉山地すべりにつきましては、もう既に今年度におきまして概成という形になります。水路工事等、平成17年度まで若干残りますが、観測を進めまして所定の安全度を確保すれば完了ということで、見きわめの状態に入っていきます。これも順調に事業が進められるということでございます。

それから、平地すべり対策事業につきましては、昭和61年8月5日の災害におきまして3名の方がお亡くなりになったということもございまして、また平成14年7月の台風においても崩れているということで、これも促進をございまして、現在平成15年度までに78%の進捗率になってございます。これにつきましても、平成19年度までに工事が完成するように鋭意努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

次を、今度は道路ですか。お願いいたします。

道路建設課長

道路建設課長の三浦でございます。

6ページから8ページまででございます。

まず最初、主要地方道角田山元線、坂元道路改良事業でございますが、これは先ほど河川課長からも述べましたように、坂元川の堤防と一緒に進めている仕事でございます。委員会からのご意見として、水辺環境の保全を目指して多自然型をつくるべき道路ののり面についても緑化を行うこととなっております。基本的には、道路ののり面につきましては、野芝等で緑化を行い自然環境に十分を配慮することとしてございます。

具体的な今年度、来年度の事業内容につきましては、本年度も用地買収、平成16年度につきましても用地買収の促進ということで考えてございます。

続きまして、7ページ、主要地方道鹿島台高清水線、姥ヶ沢道路改良事業でございますが、これはご指摘の地図混乱地域、2工区になってございますが、2工区の部分の地図混乱地域について小牛田町に積極的に働きかけて事業の促進に努めること、というご意見でございます。

国土調査の早期実現に向けた取り組みをいろいろな機会を通じまして小牛田町に要望中でございます。平成15年度は用地買収の中で建物補償等を行ってございます。現在46%という進捗状況でございますが、平成16年度からはこの1工区におきまして工事に着手するというようにしてございまして、まず1工区から早期実現に努めてまいると、そのような方針でございます。

続きまして、8ページでございます。

一般県道出島線の出島バイパスでございます。これは、経費節減の話と自然環境との調和に十分配慮することというご指摘でございます。従前からやっていることでございますが、生態系に十分配慮する方策としまして、現地で伐採した植物廃材等をまた現地での吹きつけ材に再利用するというようなことでもって考えてございます。

それから、コスト縮減につきましては、島内からいろいろなものを外に出さないで、島内だけで処置するという方法が大きなポイントでございます。

さらに、委員会の方からもいろいろな縦断勾配等の検討も更に加えてはというご意見がございました。現在、残工事区間、これは点線の区間でございますが、残工事区間につきまして縦断勾配の変更につきまして鋭意検討中でございます。今のもくろみでは約1万6,000m³ぐらいの土工量が減らすことができるのかなという方向で、鋭意検討中でございます。

平成16年度につきましては、この点線区間の工事の促進に進んでいきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

森杉部会長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見、どうぞ。

徳永委員

これは道路だけの話でないんですが、全体になんですけれども、この答申及び部会意見のところあるいは資料1-1という評価結果のところ、いわゆるこの答申で言ったこと以上のことが書かれていまして、例えば芝を張りつけるとか、今の話でいうと廃材といいますか、活用してみたいなことまでそこに書いてあるんですが、しかしそれは我々が言ったのに対してそちらでお考えになってやった反映結果

という解釈だと思うんですが、そうするとちょっと書き方が違うのかなということで、ここの評価結果あるいは資料の1 - 2の方の答申及び部会意見のところは、我々の答申の方を淡々と書いていただければいいのかなと思うんですけれども。

森杉部会長 よろしいでしょうか。

行政評価室長 部会でもって各委員の先生から意見をいただきました。その意見とか、そのほか全部ひっくるめて県としてこういう評価の結果を出しましたということなので、少し文言が違っていることがあろうかと思えます。

道路建設課長 全く今のご説明のとおりでございます。
逆に言うと、答申及び部会意見というのをもっと簡潔に書くべきだろうと今判断いたしました。

森杉部会長 少々混乱が起きていませんか。資料1 - 1は、評価の結果の対応ですから、これは県がどうしたかということですよ。資料1 - 1の評価結果の対応状況というのは、これは、県がこうしますと言ったものを。それから、資料1 - 2の答申というのは、これは答申の文章でなければいけない、ということですよ。そこに混乱が起きているということですか。

行政評価室長 資料1 - 2の、例えば1ページの上で、「答申及び部会意見」という見出しでもって県の評価の結果を書いてしまったということで、この見出しについて、正確に言うと、「答申とか部会意見を受けた上で県が評価した結果」ということなんですか。非常に紛らわしい資料をつくってしまったんですが、訂正したいと思えます。

森杉部会長 ここの項目のタイトルが間違っているわけですね。
徳永先生、よろしいですか。訂正して頂くということで。

徳永委員 だから、これを全部我々が言ったというふうに書いてあるとちょっと違うのではないかということです。

森杉部会長 ということですよ。ご指摘いただいたとおりです。
どうぞ。

長田委員 早期実現という言葉があるんですが、これは具体的にはどのぐらいの期間を早期というふうに言っているんでしょうか。

道路建設課長 実に紛らわしい用語なわけでございますけれども、私どもが「早期実現」と言っているときには、大体5年以内くらいをイメージしたものでございます。

森杉部会長 ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。ありがとうございました。
それでは、道路関係の最後は加瀬沼公園ですね。お願いいたします。

公園緑地室長 公園緑地室長の高橋でございます。
加瀬沼公園事業にきましてご説明を申します。9ページになります。
答申につきまして附帯意見がついておりまして、この内容につきましては、事業内容を見直して事業費を縮減した変更事業計画案、これによりまして事業の展開を図ると。それから、部会意見としまして、水質の保全に努めることという内容でございました。

現在の事業認可変更に関する状況でございますけれども、加瀬沼周辺の緑地を保全し、現存する自然環境を生かしながら自然に親しんで利用できる公園として整備をするよう、現在の施設計画を大幅に縮小、見直しを行い、事業費縮減を図る内容により変更案を作成しまして、現在国土交通省東北地方整備局に申請を行っているところでございます。

それで、平成16年度につきましては、事業費9,000万円を予定しておりまして、下の図面の赤で囲ってある部分、この部分の用地約13,400㎡、これを買収する予定としております。

なお、水質につきましては、現段階ではまだやっておりませんが、今後関係機関と水質保全に向けた打ち合わせをしていくというふうに考えております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。
この件につきましては、評価の部会の段階で以上のようなご説明があったと思います。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
どうぞ、室長。

行政評価室長 先ほどご指摘いただきました資料1-2の答申及び部会意見というふうな形で見出しがちょっと間違っていますので、この会議資料はインターネット等で公表しますが、その場合にはこの部分を訂正して出ささせていただくということでご了解いただきたいと思っております。

森杉部会長 よろしいでしょうか。
了解しました。
以上が の平成15年度の公共事業再評価の対応条件についてのご説明ですよね。追加的に室長の方から何かございますか、よろしいでしょうか。

行政評価室長 はい。

森杉部会長 では、この平成15年度の再評価のその後の対応についてのご説明です。よろしいでしょうか。
それでは、ありがとうございます。
では、第2番目の の議題に参ります。
は、平成14年度に再評価した、その対応状況についてのご説明をお願いいたします。

行政評価室長　これは、事業課の方からそれぞれ説明をさせていただきますが、平成14年度については、昨年度、平成14年度の評価結果を出した段階で先生方にご説明は終わっております。ただ、そのときに対応がまだ、時間的に日が浅いために「現時点では、とか、予定です。」ということが多くあったものですから、七つの事業について、今回特にこれについて現在の対応状況についてご説明したいということで提出させていただいたものでございます。

それでは、お願いします。

道路建設課長　では、道路建設課の方からご説明申し上げます。

資料1-3の1ページでございます。大正坂道路改良事業でございます。

部会のご意見といたしまして、未施工の歩道部分については、地元と十分調整の上、現計画の両側から片側歩道への変更について検討のことということでございます。

それで、平成14年9月に地域住民への説明会を行いましてご理解をいただきました。現在、片側歩道に変更しております。

平成15年度は、暫定道路改良としまして520mの工事を行ってございます。片側歩道の確保、下の図のもとと右側のところがのり面のところが点線になってございましたが、切り方としまして、この実線のような切り方で持って行って事業を行うということでございます。現在の事業進捗状況は68%になってございます。

続きまして、2ページ目でございます。

一般県道志津川登米線、下保呂毛道路改良事業でございます。

ご意見といたしまして、片側が未舗装となっている歩道部については、地元と十分に調整の上、自然環境に配慮した利用法について検討することとなっております。

それで、地域の住民の方たちに説明会を行い理解をいただきました。利用方法については、地元及び町の方と調整中でございます。具体的には、片側歩道についてのご理解はいただいておりますが、その利活用、例えば花を植えたらいいのではないかというようなことについての方法論につきましてはまだ地元の意見の集約がなっていないという状況でございます。

平成15年度は、道路延長としまして731mの工事を行いまして、現在の進捗率は92%の予定ということでございます。以上でございます。

森杉部会長　ありがとうございました。

ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

都市計画課　都市計画課でございます。

資料の3ページでございます。

都市計画道路玉川岩切線道路改築事業でございます。

部会からの意見は特にございませんでした。

平成15年度の内容につきましては、写真のとおり盛土、それから側溝の整備を行っております。また、文化財調査を行っているところでございます。

平成16年度につきましても、引き続き事業を推進してまいります。

続きまして、4ページでございます。

都市計画道路八幡築港線道路改築事業でございます。

部会からの意見といたしましては、当該事業の実施に際しては、貞山運河の景観に配慮することと言われております。

平成15年度の進捗状況でございますけれども、貞山運河の一部を埋め立てることから環境部局等と打ち合わせを行いまして、昨年12月に公有水面埋め立ての免許がおりております。この免許がおりたことから、本年2月、間もなく埋め立て工事に着手するということになっております。

現在の状況といたしましては写真のとおりでございます、補償物件を移転して間もなく工事に着手するということになっております。

続きまして、5ページ目、都市計画道路箱塚中田線道路改築事業でございます。

部会からの意見は特にございませんでした。ただ、審議の中で、歩道部の舗装工法については、バリアフリーに配慮し、地元と十分に協議した上で適切な工法を選定することという意見をいただいております。この意見を踏まえまして、下の写真にもありますけれども、地元の方や福祉関係者の方とワーキングをして、体の不自由な方等に優しい整備については話し合いを行って事業を進めているところでございます。

平成16年度につきましても、引き続き事業の進捗を図っていくということにしております。

森杉部会長 ありがとうございました。
 もう一つ、お願いします。

都市計画課 都市計画課です。

引き続きまして、6ページ目、仙台港背後地土地区画整理事業についてご説明を申し上げます。

部会答申の意見といたしましては、「今後の当該事業の実施に際しては、社会情勢の変化に対応した事業の推進に努めること。特に、保留地の売却については、最大限努力すること。」というご意見をいただいております。

これに対します対応状況といたしましては、平成15年度にセンター地区の造成を完了し、平成16年度に県・市・県企業局所有地の土地利用者の公募を行い、センター地区及び周辺地区の土地の利活用の促進を図るという状況でございます。

特に、平成15年度といたしましては、公募に向けたセンター地区の土地利用計画の検討ということで、宮城大学の大村先生に委員長をしていただきまして、センター地区まちづくり計画検討委員会から土地利用に関する意見という形でご提案を受けております。

続きまして、保留地につきましては、平成15年度保留地処分要綱の一部改正及び土地利用相談窓口を現地の事務所の方に設けております。

その内容といたしましては下の にございますけれども、まず保留地処分要綱の一部改正ということで、随意契約要件の拡大、分割納付額の増額、分割納付期間の延長、利子の軽減、連帯保証人の資産、年収の規定の廃止、保留地の譲渡担保を認める、権利譲渡を法人にも認めるという内容になっております。

土地利用相談窓口につきましては、施工地区内の事業用地に関する相談などに広

く対応するための窓口ということとなっております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。
もう一つですので、流域下水道の方もご説明いただけますか。

下水道課長 下水道課の堀でございます。
それでは、迫川流域下水道事業についてご説明申し上げます。
資料7ページになってございます。

答申及び部会意見といたしましては、迫川流域における下水道計画については、公共下水道事業、農業集落排水事業などの他事業者間との調整に努め、効率的な整備の推進を図ることというご意見をいただいております。

現在の対応状況でございますけれども、下水道等の生活排水処理施設整備、これを効率的かつ適正に進めるために、庁内7課長で構成しております「宮城県下水道整備基本構想推進委員会」を設置いたしまして、県と市町村が協議・協力しながら平成7年度に一度策定している、「宮城県下水道整備基本構想」というのがございますが、これを経済性、それから効率性、スケジュール等の視点から点検を加えまして、新たな構想といたしまして昨年3月に「蘇る水環境みやぎ」というネーミングで生活排水処理基本構想というのを策定いたしました。この構想に基づきまして、下水道事業、それから農業集落排水事業、それから合併浄化槽の個別処理事業、それを適切に事業推進をしているところでございます。

なお、迫川の流域下水道事業でございますけれども、平成15年度は県が施工いたします幹線管渠及び処理場の整備は一時休止という状況になっております。といいますのは、処理場の施設でございますけれども、下の事業概要の欄の一番下に書いてございますが、処理汚水量8系列ということで、これが全体計画でございますが、そのうちの2系列が完成しております。それと、あと幹線管渠延長5.5キロございますが、これがすべて今完成している状況でございます。今後は、これに接続する各市町村の関連公共下水道事業、これの整備を引き続き進めていくということにしております。処理汚水量が増加した段階で段階的に処理系列を増やしていくということで考えております。

また、水質についてのご意見がございまして、これにつきましては迫川の水質調査を迫町の鹿ヶ城大橋の下で毎月実施しております。この中で、B類型というものを満足しているような状況となっているところでございます。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。
それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

田中副部会長 4ページ、都市計画道路の八幡築港線なんですけれども、部会の意見に対して、特に具体的にこう対応しているというのはまだ見えないんですけれども、これはまだ事業の進捗から見て具体的にその辺がまだ出てこない。これからの段階であるというそういうことなんでしょうか。

都市計画課 おしゃっるとおりでございます。大きく現場が動いているということは、こちら

はございません。2月から、今業者がやっと決まったところですので、これから現場が動き出すというところでございます。

田中副部長 わかりました。これから適宜こういったところで、また委員会の中でご報告をいただければと思います。よろしく申し上げます。

徳永委員 同じく都市計画道路なんですけど、その前後の、多賀城の方と箱塚中田の方で、これは歩道部の舗装についてというのは、特にこっちの箱塚中田の方に限定してつけた意見ではなかったかというふうに思っているんですけど、箱塚中田の方では地元でのワーキングをやっていただいてかなり積極的に取り組んでいただいているなと思うんですけど、多賀城の方のこちらの方では特にこういうふうなことは検討されていないのでしょうか。

都市計画課 都市計画といたしましては、すべての箇所でこうしたワーキングをやっていきたいと考えております。今回箱塚中田線について特に書きましたけれども、ここがまさに今から工事が始まるというところでございますので、この部分をやっております。ほかの箇所につきましても、歩道整備等になる時期になりましたら、それに合わせてやりたいと思います。

ちなみに、箱塚中田線につきましては、ブロック舗装を取りやめまして黒舗装でやるということにしました。以上でございます。

森杉部会長 ほかに。

遠藤委員 6ページの土地区画整理事業なんですけれども、大分大きな事業費がこれに傾注なされていると思います。それで、文章の中で処分要綱の一部改正やら、この黒丸の3項目というのは大分大きい譲歩だと思うんです。それで、その下になって相談窓口の設置ということで、それから半年たっているんですけども、担当の方が想定したくらいの方の人数の方が相談に見えているかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

都市計画課 相談窓口の方なんですけれども、窓口を設けた以降につきましては40件弱ほどの相談がございました。ただ、それが直接成約に結びついたかというところは、まだそこまで至っていないという状況でございます。

沼倉委員 今回の仙台港の背後利用地は、まだ処分が余り進んでいないかにもうかがえるんですけども、具体的にどの程度進んでいるのかというのを指標として教えていただければと思います。

都市計画課 保留地の販売が平成9年度から始まっておりまして、今までに保留地として販売に出しましたのが約7.1ヘクタールになっております。そのうち、現時点まで売れた分といたしましては約2.7ヘクタールという状況になっております。

沼倉委員 わかりました。また、いろいろ検討委員会も設けていると思いますので、有効利

用に努めていただきたいと思います。

遠藤委員 関連なんですけれども、もう売却済みだというお話なんですけれども、その分の、例えば売却代金というのはもう回収になっているんでしょうか。ここに改正事項でもって利子の軽減という措置をなされているんですけれども、前々に購入された方とのトラブル等はその辺では起きていないんでしょうか。お聞きしたいと思います。

都市計画課 まず、納付期間の延長ということは、今までの要綱の5年に対しまして10年という形で改正しております。

それから、利子の軽減ということで、もともと年6%という率で設定しております。今の状況から見ましてちょっと高いなということで2.2%。それから、あと償還期間が1年以内の場合は年1.8%というふうな改正になっております。

去年の8月に改正いたしましたけれども、その後1件、分割納付という形で成約いただいております。

状況としては以上でございます。

森杉部会長 ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。

県の方は部会で指摘させていただいたことにつきまして、非常にいろいろと丁寧な対応をさせていただいているように思います。ありがとうございました。引き続き今後も厳しいことを言うかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

1の平成14年度、今までの再評価したことについての県の対応についてご説明いただきました。

にまいります。重点評価実施基準の変更(案)についてでございます。

行政評価室長 それでは、の重点評価実施基準の変更について、これについても各委員の方々から答申の中でご指摘をいただいた対応ということでに挙げさせていただきました。担当から説明をさせていただきます。

事務局 それでは、事務局の方からご説明させていただきます。

資料1-4、重点評価実施基準(変更案)をご覧ください。

重点評価実施基準につきましては、今年度から正式に導入させていただきまして、審議の中で資料として示させていただきました。その中で、答申でご意見をいただいております。より使いやすい基準とするために、変更案を作成したものです。

それでは、1.「重点評価実施基準の考え方」の、1「事業の進捗状況」という項目がございます。

これに見合う基準としまして、基準-1:事業停滞年数、基準-2:事業(工事)進捗度、基準-3:事業工程乖離度という3基準を現在設けておりました。これにつきましては、答申の中で基準-2と基準-3がダブルカウントになるケースがあるというご意見をいただいております。それを踏まえまして検討いたしまして、基準-2の事業(工事)進捗度を削除したいと考えております。進捗度そのものを基準といたしますと、当初からの事業期間が長い事業などについては進捗の遅れを示していないというケースがあります。そこで、乖離度の方を残しまして進捗度の方を今回削除させていただきました。

工程乖離度の方につきましては、答申の中で事業の進捗の実態をあらわしていないケースがあるというご意見をいただいております。確かに、5年未着手の場合で再評価の対象事業になったケースなど本格的に用地買収、工事等に着手する前のケースなどでは特に乖離度が大きく出てしまう傾向があります。

ただ、こういったケースは少ないと考えられることと、それから実際の事業工程のラインを入れるよりも一律の計算式を用いる方が恣意的判断が入りづらいということも考慮いたしまして、これはそのまま残させていただきたいと考えております。

続きまして、2「事業の費用対効果」ということで、基準 - 4の事業費増加度、基準 - 5のB/Cとなっておりますが、これは現在のまま変更ございません。

次に、3「事業の需要変化」ということでありまして、基準 - 6がございますが、現在「事業環境変化状況」となっておりますが、これを「事業需要変化状況」と改めました。需要について特化いたしまして、より客観的な基準としたいという思いがありましてこれを変更させていただきました。

続きまして、4「事業の今後の見通し」ということで基準 - 7：事業進捗見込み状況という項目がありました。この項目については、判断基準があいまいでありまして、再評価調査の記述でも基準 - 6の方の記述とダブるようなケースがありましてなかなか判断が難しいということがありましたので、今回基準から削除いたしました。

これによりまして、現在七つの基準を設けておりますが、二つ削除いたしまして基準の数を五つに減らしております。

次の2ページをご覧ください。

こちらについては、基準値の定義とランク区分を設けております。

こちらに示しておりますように、先ほどご説明しましたように、基準 - 1の事業停滞年数については現在のまま変わりありません。

基準 - 2の事業進捗度、これを削除いたしました。

基準 - 3：事業工程乖離度、これは現在のままです。

基準 - 4：事業費増加度、これも変更ございません。

基準 - 5：B/C、これも変更ございません。

基準 - 6につきましては、事業需要変化度といたしました。

それで、基準 - 6につきましては、事業を取り巻く環境等の変化ということで大きくとらえておりましたが、需要の点に主に着目するようにいたしまして、これをランクづけする際には各事業ごとにできるだけ需要を数字等で示すような指標を設けるようにいたしまして、今後その指標等を示しましてランクづけを行っていくというふうに考えております。これについては、今後検討が要るところですが、関係部局と調整を進めたいと思っております。

ランク ですが、以前は需要にかかわらず事業に対する逆風ありをランク としておりましたが、これも需要の部分に特化いたしまして需要が大幅なマイナスのケースをランク としております。この「大幅」という部分につきましても、今後対象事業の内容等を確認の上、事業の特性を考慮して判断するようになっていきたいと思っております。

基準 - 7の事業推進見込み度ですが、これは削除しております。

3番の「要再評価度」の設定ですが、これは、変更前が7基準だったものを基準が五つと減りましたので、それに合わせて合計点数の値を変更しております。

続きまして、次の4ページ、A3の用紙をご覧ください。

4ページの方が、今回ご説明しました基準の値を五つに減らした場合の評価結果でございます。今年度対象になった39事業について行っております。

ちなみに、次の5ページの方、これについては現在の7基準で行った場合です。今年度の部会の方でお示しさせていただいた基準に基づく評価結果となっております。

基準を五つと減らして行った場合ですが、この中で赤いラインを入れておりますが、大川河川改修事業です。これは7基準で行った場合イエローとなっておりますが、今回5基準と減らした段階でホワイトに変わっております。これにつきましては、事業進捗度が14%と低く、これで点数が3ついておりますので、これを除いた関係でホワイトとなっております。

緑のラインが入っております。39番加瀬沼公園整備事業ですが、これは以前ホワイトだったものがイエローとなっております。加瀬沼につきましては、現在でも基準3が2点、基準4が3点と比較的高い点数が入っておりますが、削除しました基準2が1点、基準7が0点と点数が低かった基準を削除したため、総体的な関係でホワイトからイエローというふうになってきております。イエローの数といたしましては、当初と変わらないという結果になりました。

来年度の対象事業につきましては、現在ご説明いたしましたこの変更案で重点評価実施基準を実施いたしまして、部会の前に事前にお示ししたいと考えております。よろしくお願いたします。以上です。

森杉部会長 それでは、ご質問、ご意見をどうぞ。

徳永委員 ダブルカウントになっている部分とあいまいな部分を除くというそれ自体はいいのではないかと思うんですが、ただ若干心配なのは、例えば基準3、乖離度なんです。これは単純に金額で、しかも毎年一定額でやるということでの前提での計算ですよね。そうすると、例えばほかとの関係で事業費が倍にはね上がったときに、見かけ上順調に進んでいるように見えるとかいろいろそういう問題も出てくるかなと。あるいは、平均的に事業費がいかないような事業の場合の乖離度、これは十全から問題があるわけですが、そういうところがちょっとわかりにくくなってしまふかなというところがあって、そこら辺をどう表現するかなんです。余り数字的なものが入るのもよくないと思うんですが、といて明らかに遅れているというのがわかりながら数値上はオーケーというふうになってしまっても困るので、その辺です。だから、点数は点数とするけれども、何か備考としてちゃんと書き出してもらうとか、何かそういうふうなことをやっていかないと、単純にこの数値だけはちょっと難しいのかなという気がします。

事務局 今回の徳永先生のご意見のとおりでございまして、以前の部会の中でもご意見をいただきましたが、事業費の変遷等がある場合はできるだけ来年度からは別途資料等を準備いたしまして、それとあわせてどの時点での事業費等がこの基準に反映されたか等とあわせて資料としてお出ししたいと考えております。

田中福郎会長 需要変化についてなんですけれども、先ほどの説明の中で交通需要とか水需要、

利用需要、その辺について、各事業についてこれから指標を設けるというようなお話があったんですけども、特に災害関係についてはある程度見方が違うということを加味する必要があるのかなと思います。

例えば、100年確率の災害とか数十年に一度の災害とかそういうものがあると、やはり災害の特徴として20年、30年ぐらいたつとだんだん意識が薄れてくるといようないろいろな調査もあって、そういう意味で災害というのはちょっと特殊な事情もあります。その辺が軽視されないようなシステムをぜひ盛り込んでいただきたいというのが願いであります。以上です。

加藤委員 ケース1の場合とケース2、合計点数をはじきますと、全体的にケース1の方が全部小さくなってきておりますよね、平成15年度の例ですと。そうしましたときに、この再評価とホワイト、イエロー、オレンジでしたか、この区分のところは見直しすることは必要ないんですか。これはしているんですか。

行政評価室長 基準項目を減らしたために全体的に点数が少なくなったので、これに対応しています。

加藤委員 ちょっと直してあるのね。わかりました。

森杉部会長 ほかにございませんか。

私の方から、最初に、徳永先生と、それから田中先生のコメントも一緒だと思うのですが、何か特色あるものは、ある程度我々は過去の資料から判断してイエローだと思われるような事業は大体わかっております。正直なところ予見が入っているのです。予見が入っている事業がわかっているわけですから、そこについては一体なぜそれが予見として我々の頭に入っているかという特記事項があるといいんです。

例えば、1番の迫川ですと、これは予算が物すごく拡大していると。たしか大きな問題点はこういうことですよ。そういうことを特記しておくとうわかりやすいと思います。

よって、大川も、これはたしか利水がなくなったんでしたね。だから、やり直さなければならないと。それで、これは850トンにするとか1,000トンにするとかいう話でしたよね。それでずっと停滞しているんですよ。

そういうふうに、こういう場合はある程度わかっていると思うんです。それを書いておくと、ちょっと予見が入りますが、むしろホワイトになってもこれは危険だとか、イエローであっても原因が何であるかわかりますので、そういう判断を入れるといいのではないかと思います。検討してみてください。

行政評価室長 そうすると、備考の欄が特記事項というふうな考え方で説明させていただくということですね。

森杉部会長 そうするといいのではないかと思います。今のお二人のご意見を伺いまして。

徳永委員 同じことになると思うんですが、そういう意味では各基準で3点になってしまっ

たものは、やはりもう特記事項なんだろうと思うんです。だから、合計点だけではなくて個別で3点になってしまったら、もうちょっとそれ自体でイエローだろうなというようなそんな感じもするんですがいかがでしょうか。

事務局 今の徳永先生のご意見ですが、事業担当の方とこれについていろいろ話し合いを持った際に、やはり3点についてイエローとすべきではないかという意見もあったんですが、現在やはりこの実施基準につきましてはあくまで参考としてお出しさせていただいております。これで全部の問題点が出てきているわけでもありませんし、場合によっては思いがけず点数が悪くなっているというケースもございますので、資料を作成する際は3点のところのマーキング等で強調して見ていただけるような資料としてお出しさせていただきたいと思いますが、ホワイト、イエローの評価はあくまで総合点でということにさせていただきたいと考えております。

また、各事業ごとの特性とかもございますので、そういうふうな対応で現在考えておりますがいかがでしょうか。

徳永委員 マーキングしていただければ、実質伝わりますので。

森杉部会長 では、試行的には来年度からこれでやってみますということですね。よろしいでしょうか。特記していただければ大体わかりますので。ありがとうございました。それでは、議題1が終了しまして、議題の2です。公共事業事後評価の試行についてです。お願いします。

行政評価室長 部会に対しては、事後評価というのは突然な感じがいたしますが、実は事後評価については国の方で試行されておりまして、昨年に国の方から各自治体も事後評価について「要請」という、やりなさいというよりもちょっと弱い感じで実施することを要請するという趣旨の文書が参っております。そこで、県としましては、担当者レベルで事後評価というものをもしやるとすればどんな形でやったらいいかということで内容を詰めてまいりました。

そこで、こういう形でやってみたいんだけど、部会の先生方はいかがでしょうかという部分を今日ご説明をさせていただいてご意見を頂戴したいと思います。

それでは、担当の方から説明をさせていただきます。

事務局 それでは、私の方からご説明させていただきます。

資料の2番をご覧になっていただきたいと思います。

「公共事業事後評価の試行について」ということで、まず概要でございますけれども、公共事業事後評価につきましては、国の方で公共事業における効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図るために、農林水産省あるいは国土交通省の方で直轄事業については既に実施されております。また、地方公共団体につきましても、今室長の方からご説明しているとおり、補助事業の事後評価について実施するように要請してきているという状況でございます。

一方、他の都道府県の動向を見ますと、既に静岡や岐阜、三重県の方では本格的な実施をしておりますし、また多くの都道府県の方で試行している状況でございます。そのほかにも、他の都道府県では導入につきまして検討されている状況ござ

いまして、いずれ大々的に導入されるのではないかとこのように考えられております。

宮城県におきましても、今まで公共事業評価全体の制度設計の中で事後評価制度の導入につきましては検討してきたわけですが、今年度に入りまして産業経済部、それから土木部の担当者とこの導入につきまして検討してまいりました。資料2の真ん中の枠組みのところにありますとおり、4月から12月までに10回程度検討を重ねてまいりましたが、その結果、平成17年度から正式導入を目指すということで、導入に当たっては事後評価の業務量ですとかコスト、そういった実務上の課題あるいは問題点を把握しまして制度設計に反映させる必要があるということで、平成15年度・16年度の2カ年度にわたりまして試行を実施するという考えにまとまりました。

また、あわせて、試行の状況などについてこの公共事業評価部会の方にご報告させていただきまして制度に対するご意見をちょうだいしながら、正式導入に向けまして制度を検討していきたいというふうに考えているわけでございます。

当県の現時点における事後評価の実施に係る基本的な考え方でございますけれども、事後評価につきましては既に完了した事業について評価するというものでございまして、再評価のように個別の事業について継続するかどうかというような判断に反映させるものではございません。ですので、こうした事後評価の目的を踏まえながら制度のことを検討してきたわけですが、にありまして、事後評価の評価対象事業につきましては、国の方では事業完了後一定期間が経過した事業については評価対象とするということで、基本的に全事業箇所を事後評価するように要請してきております。しかしながら、年間に県が完了する事業箇所というのはかなりの数に上りまして、すべての事業を評価することは業務量ですとか評価にかかるコストの上からもちよっと現実的ではないと、困難であると考えております。このため、ある程度規模の大きな事業箇所、こういったものを絞り込みまして事後評価を実施したいと考えております。その対象事業の選定に当たりましては、客観的な基準を設けまして恣意的な判断が伴うことがないように配慮したいと考えております。

それから、事後評価の手法ですが、例えば道路とほ場整備あるいは河川事業などこういった事業種ごとに目的ですとか特性が大きく異なりますので、対象事業要件はもちろんのことですが、評価の実施時期、国の方では事業完了後5年以内ですとか、おおむね5年程度となっておりますけれども、こういった評価の実施時期、それから評価項目、こういったものについては事業種の特性に応じて整理する必要があるというふうに考えております。こうした項目につきましては、試行の結果ですとか他県の状況等も勘案しながら検討していきたいと考えております。

また、評価を実施する上で、その評価の様式ですが、後ほど見ていただきますけれども、まだ整合がとれておりませんが、その基本的な部分などについては今後統一できるように試行を通じて検討していきたいというふうに考えております。

今年度から実施する試行の関係ですが、試行に当たって公共事業事後評価試行実施計画というものをあらかじめ作成した上で実施する方向で考えております。

資料2の2ページをご覧くださいませいんですが、2ページには産業経済部の試行実施計画書、それから7ページをお開きいただきたいんですが、土

木部の試行実施計画書を載せてございます。こういった試行実施計画書を作成しまして、実施する事業箇所ですとか、あるいは評価項目、評価内容、こういった内容を整理しております。

現在のところは、この計画書を作成する段階まで進んでおりまして、これから平成16年度にかけまして、産業経済部におきましては資料2の3ページの様式で、土木部につきましては資料8ページと9ページの様式でそれぞれ事後評価を行う、項目を埋めるという作業に入る予定にしております。

こういった試行の結果につきましては、その進捗状況を見ながらこの部会に報告させていただきまして、正式導入に向けて制度を検討していきたいというふうに考えております。

それでは、それぞれの評価予定事業の概要につきまして、事業課の方からご説明させていただきたいと思っております。

事業評価専門監 それでは、農村基盤計画課の大友ですけれども、産業経済部で予定している地区についてお話ししたいと思います。

事業規模はある一定規模以上の大きいのが好ましいと思っております。今回は50億円以上をめぐりに選びまして、60億円を予定しています五輪崎地区を予定しております。事業はほ場整備事業ということで、平成13年度に事業完了しているんですけれども、完了から3年たったということで、完了後5年以内のうちの中間的な地区を選ばせていただいております。

評価項目は、農林水産省でやっております事後評価の項目に準じまして選んでおりまして、一つは事業効果の発現状況、地域の担い手農家の育成状況とか営農状況とかそういうことについてまとめたいと思っております。

それから、2番目に、費用対効果分析結果または費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ということで、要因の変化についてまとめたいと考えております。

それから、事業により整備された施設の管理状況、施設の維持管理状況とかについてまとめたいと思っております。

それから、事業実施による環境の変化、生態系への影響とかその辺についてまとめたいと思っております。

それから、社会経済情勢等の変化についてということで、事業が始まってから10数年たつんですけれども、その社会情勢の変化によってどう変わっているかということコメントしたいと思っております。

その次に、利用者等の意見とあるんですけれども、これは国の評価項目には入っていないんですけれども、地域住民の関係農家のご意見を伺ってその辺をまとめたいと思っております。

その他として、いろいろな課題について、結果について総括したいというふうに考えています。以上です。

土木政策専門監 それでは、事業評価に係る土木部の部分につきましてご説明いたします。

先ほどの土木部の7ページをごらんいただきたいと思います。

対象事業につきましては、道路事業と街路事業の各1カ所、合計2カ所となっております。道路事業の実施箇所につきましては、2枚ぐらいいめくっていただきますとございますが、白石市内を通ります国道113号のバイパス整備でございます。

事業費が約63億円、事業期間が20年ほどかかっております。位置図にございますように、ここは白石市の中心部でございます。現道は非常に道幅が狭くて歩行者も大変危険な状態でございます。また、途中で東北本線の踏切がございます関係上渋滞が多発する箇所でございます。今回の郡山バイパスの完成によりまして渋滞が解消されたほか、歩道も整備されたことによって歩行者の安全も確保されております。

それから、1枚めくっていただきまして、次、街路事業の実施箇所でございますけれども、ここは名取市と岩沼市にまたがります都市計画道路相の釜館腰線でございます。通称仙台空港線という道路でございます。これは県道名ですが、事業費が約69億円、事業期間が約14年でございます。この街路の整備によりまして、国道4号とか、それから仙台東部道路あるいは塩釜亘理線の方から車で空港にアクセスする方々のアクセシビリティが向上しております。

この二つの事業箇所は、それぞれ事業費が大きくございまして、かつ最近事業が完了した箇所でございます。事業関係の資料なども整備されていることから、今後の事業評価の参考となる事業として今回試行を実施するものでございます。

評価項目につきましては、ちょっと戻っていただきまして7ページでございますけれども、おおむね産業経済部のご説明と同じございまして、8ページの方にも結果表を示しておりますが、宮城県が検討しております評価項目と国の方から示されております道路街路事業の評価項目の双方を組み合わせたものとなっております。

今後の取り組みにつきましては、先ほど企画部の方のご説明があったとおりでございますけれども、当面は部会への状況報告に向けた試行作業に取り組んでいきたいと、そのように考えております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。補足説明ございますか。

行政評価室長 今突然先生方にこの項目等について見ていただいているわけですが、ここですぐ議論ということもできないと思いますので、こちらの考え方としては、今説明あったように、この項目で埋めてみます。それで、来年度の第1回部会、6月あたりにあると思いますが、そのときに入れた部分について見ていただくという考え方を持っています。

それから、事後評価をするに当たって、今説明差し上げたように、道路事業とか街路事業というのは試行の形でやっていきますが、例えば河川とかダムとかという部分とこれをあわせたときにどんなものかとかいろいろご指摘があるかと思えます。まずもって、道路事業と街路事業、それからほ場整備、これについてやってみるというのが今の段階でございます。以上です。

森杉部会長 ご意見、ご質問をどうぞ。

徳永委員 幾つかあるんですが、まずこの選定、今ある程度の規模以上のものということで切っているんですが、果たしてそれで本当にいいのかなど。小さい事業にこそ非効率な部分があるのではないかとかそういうこともあり得る話だと思うんです。ですから、小さなものまですべてやるというのはとてもやれないと思いますので、ある

程度無作為に抽出してやるということも検討できるのではないかなというふうな感じもするんですが、これはほかの県とかではどういうふうな対応をされているのかなというところをまずお聞きしたいんですが。

事務局 他県の状況ですけれども、おおむね事業規模で何億円以上とかそういったところで基準づけをしているところが主だと思います。

徳永委員 そうしますと、そういう小規模な事業に対してはどこもやっていないということですか。

事務局 調べた限りでは、そういうものは確か無かったと思います。

徳永委員 わかりました。

あと、これは我々の部会で一緒にやるんですか、それとも別の部会をつくるんですか。

行政評価室長 この部会に、この事後評価について何らかの形で見ていただきたいなという気持ちはあります。しかし、どういう形で、どの程度の密度で見ていただくかというのは、ちょっと考えなければならないのかなと。と申しますのは、再評価でさえも、今回で6回ですが部会と2回の現地調査ということで、かなり拘束させていただく時間が非常に多いということがございます。

そういうことで、何億円以上の分を全部というふうなことは多分かなり難しいのではないかなと。だから、一つの業種で何か代表的なものを一つというふうな、無作為に選ぶとして、そういう形で、一つは再評価をさせていただく中に、途中で事後評価の分もちょっと入れさせていただいてそこで見ていただくとか、何かちょっと考えなければならないなということにはございます。

どこまで、どの程度までというのは、今、他の県の状況も見させていただいて、またご相談させていただこうと。いずれにしろ、先生方に見ていただきたいのは、こういう調書でこういう視点で見ていくということについてぜひご意見をいただきたいと思います。

沼倉委員 評価調書の書き方、フォームなんですけれども、事業の特性によって調書のフォームが違ってくるということは、その方が恐らく見やすいと思うんですが、共通する項目があると思うんです。B/Cの部分とかそういう部分については、なるべく同じような形にさせていただいた方が恐らく評価する立場からすればやりやすいのではないかと。例えば、今見ていると、農業農村整備事業の方ではB/Cの当初と事後の数値が、もしかしたら記載がなされるのかもしれませんが、評価調書の方にはフォームとしてはちょっと入っていないので、恐らくこれが出てきたら質問してしまうのかなと思いますので。

あとは、どうしても道路の方で特徴的な走行時間とかそういうものについてはその事業特有のものであるので独自で設けていただきたいものですが、そうでない部分についてはもうちょっとフォームを統一化していただきたいなと思います。

事務局 委員おっしゃられたように、今後試行を通じまして基本的な部分については統一するような形で検討してまいりたいと思います。

加藤委員 農水省の場合は、再評価委員会と事後評価委員会は別々なメンバーでやっていますね。国土交通省はどうなんでしょうか。

森杉部会長 同じメンバーです。

加藤委員 同じメンバーですか。

森杉部会長 はい、ですから、今いつも一緒にやっています。

加藤委員 それと、もう一つ、農水省の方で、今月どういう形でやるのか知りませんが、再評価の分なのか事後評価の分なのか、国の方で補助事業についても評価を考えていきたいということで今月何日かに会議がある予定になっているんですが、少しその辺のあれも見ながら試行していった方がいいのかなと。国の方もまだ完全に固まっていないのかもしれないので。

森杉部会長 ほかに、よろしいでしょうか。どうぞ。

遠藤委員 ちょっとよくわからないところがあるんですけども、事業が完了してそれを評価ということ自体は大事なことだと思うんですけども、事業内容によっては、その評価にかかることによって一体この事業は何の意味合いがあったんだということも可能性としては秘めていると思うんです。ですから、そういう際には、例えばどういう話し合いになってしまうのかなと思うんですけども。

森杉部会長 どうぞ。

行政評価室長 確かに、事後評価を何のためにするのという部分があるかと思いますが。事後評価は何のためにするかというと、県が税金でやったものを、こういうふうな、こういう形で利用されています、という説明責任といいますか、納税者に対する説明というのが一つあるかと思いますが。

それから、もう一つは、事前評価なり中間評価でB/Cとかをこういうふうにしました。需要調査をこうしました。そういう形でやったところが、そのB/Cの見方とか社会情勢の考え方とか、そういうものがこういうふうな形で違ってしまった。そうすると、次の評価するときに、その結果を見て反省しながら評価の結果と見ますか、それを検証した結果を見ながらやっていくという効果が一つあります。

それから、もう一つ、でき上がったものを、これはかなり難しいかと思いますが、使い勝手といいますか、こういう目的でつくったんだけれども、この部分については全然利用がないということで、それについて手直しする必要があるのではないかと、そういう見方のためにやるということがあろうかと思いますが。いずれも難しいことで、さて事後評価は何のためにやるんだというふうなことがちょっとひっかかる場所もございまして。

そこで、今先生からお話あったように、その客体といたしますか、その事後評価の対象によって、事後評価の視点といたしますか、見方をどうも変えていかなければならないのかとか、この調書の作り方がそれぞれ違ってきてしまうのかなというふうな気もいたします。

そんなわけで、街路と、道路、それにほ場整備をやってみて、そして皆さんに見ていただいてご感想をいただきたいと思います。

遠藤委員 一番心配するのは、2ページにありましたほ場整備事業でもって評価項目の発現状況ということで、事業が完了した際に担い手農家とか、営農の経営体数が時代とともに人数が減っていく可能性が多いと思うんです。そういう際に、再評価された時点でのB/Cやらというのは、もう数字が全然下がってきていると思いますし、毎回お話しするんですけども、どうしても郡部に住むものとしては、例えば道路をつくってもらったんですけども、そこで生活する人口すら減っていつているというそういう状況が出てきますので、その辺がもろに出て、以後は郡部への事業量を少な目になることも秘めているのではないかなという思いもありましたので今お話を聞いてみました。

そして、一番求められているのが、この表の最後の方になって今後の課題等ということで、事業の課題ということに向けていくのが事後評価の目的なのかなという思いがしたんですけども、それでお聞きしました。

沼倉委員 事後評価の意味というのはいろいろあると思うんですけども、事業をやった後に評価するという制度自体に意味があるのではないかと考えております。やはりいろいろな事前評価ですとか再評価の時点では、計画値であり予測のものというのはどうしても否めないものですから、やはりそれを最終的にもう一回、今後の課題であるとか、新たな事業をするときにフィードバックするということには、プランのどの部分がいかに正確になされたのかということも正確に知る必要がありますし、事後にも評価されるんだということを認識した上で事業計画というものをつくっていただきたいということだと私は思っておりますので、そういうものもあるのではないかと思います。

森杉部会長 どうぞ

田中副部会長 今何人かの委員からお話あったと思うんですけども、やはり実際問題としてすべての事業をやることはできませんし、いろいろな事情が……。

森杉部会長 できるのではないですか。

田中副部会長 できますかね？いや、それはもう、事務局も我々も大変なんじゃないですか。

森杉部会長 私は、そのところを実は申し上げたいのですが、どうせやらざるを得ないですよ。何かある一定の事業規模だけ限定したら、効率のいいところだけやっているのではないかと間違いなく疑われますよね。ですから、全部やると。詳細なものだけ取り上げてやるというような形しか多分ないのではないかな。要検討課題ですが、

結局作業は物すごく増えますよね。しかし、特定のものだけ限定するのはどう見て
もだめだと思うな。説得力がないのではないかと思います。

田中副部会長　それで、やはり、いろいろな課題を抽出してフィードバックということがある
んだと思うんです。だから、ここはなかなかハードな委員会ではあるんですけど
も、ここでやるのが最も効率的な成果になるのかなというような感じは持っていま
す。

それから、再評価を今まで何年もやってきた中で、指標とかいろいろなものをト
ライしてきているという今までの流れを考えると、事後評価でどういうものを取り
上げるかということをもうちょっときちんとしないと、再評価と事後評価のバラン
スがどうも悪いような感じがするんです。だから、その辺をきちんとうまくつなげ
るといいますかバランスがとれるような仕方をぜひ考えないといけないのかなと。
筋論で言ったら、部会長がおっしゃたように全部詰めてやるというようなことなの
かもしれませんけれども、もうちょっと考える必要があるのかなという気がします。

沼倉委員　全部やるのは理想的にはいいと思うんですけども、これも多分事業のシステム
自体に大きくかかわってくると思いますので、できれば多くのものという目標を
持った上で、最初は幾つかでしようがないのではないかと思います。

徳永委員　私が最初に言ったのは、やっぱり全部は確かに難しいんですが、ただコストとい
うか事業費だけで切るといのは問題があるんだろうなと思っているんです。そう
いう意味では、今の再評価の方は、これは別に事業費では切っていないんですか。
というのと、それからあと事業主体が市町村で県が補助している事業、こういうも
のは入っているんですか。（「入っていないです」の声あり）入っていないんで
すよね。

だから、行政のシステム全体ということであれば、そういう補助のあり方とかそ
ういうものもすべて全部ひっくめて問題がある可能性があるわけです。というこ
とを認識した上で、どう位置づけるかということにもなるのかなと思っているん
です。

森杉部会長　先生のおっしゃった最後のところは、我々は行政評価委員会に属してしまして、
三つの部会に分かれています。政策評価部会と公共事業評価部会と大規模事業評価
部会になってしまして、その政策評価部会の中に社会資本という分野があるのです。
そこでは、今言ったような整備水準とかということが議論されることになっているは
ずですよ。

行政評価室長　その事業レベルまでというのはかなり難しいんですが、政策、施策レベルで、そ
してその施策という目的達成のためにどういう事業をやっているかまではやってい
ます。

森杉部会長　だから、事業レベルではないですが、施策のレベルにおける政策に関してはそち
らの方でやっているわけですね。ですから、補助事業の補助率のあり方とか、恐ら
くどういうものを補助として優先するか、ということになってくると、そちらの評

価の部会でもまだだと思えます。こちらの部会は、やはり個別事業だと思えます。整備水準などの議論も重要だと思えますが、今のところは、忙しいので、着手が難しい、という感じなのです。

徳永委員　ほかでやって評価していただいているならいいんですが、今バスの問題をやっていくんですけども、そうすると補助金のあり方で市町村の判断が変わる部分が大分出てくるんです。果たしてそれが本当にいいのかどうかということになってくると、それは個別事業を見ないとそういうのがわからないんです。だから、そういう意味で、ただ単に制度だけを検討するというのではなくて、事業を見ながらその制度を検討するというのはどこかでは必要なんだろうなという感じはしているんですけども、どこでやるかという問題もあろうかと思えます。

加藤委員　数の上では再評価よりも事後評価の方が当然多くなっていくわけですね。再評価に全部の事業がかかっているわけではありませんから。そうしますと、準備される行政の方々は大変だろうと思うんです。農水省の例ですと、再評価よりは事後評価の方がたくさん資料を出さなければならないと。それで困っているような節はあるんです。我々委員の方も、委員会では、あれも欲しい、これも欲しいみたいに勝手なことを言いますので、ですからやっぱりその評価をするときに余りそこだけに精力を注がれて本来の業務をほとんどやれないというのでは困ると思えますので、ですから評価項目とか何かこれは少し絞ってやる必要とかあるのではないかなという感じがしますけれども。

森杉部会長　私は、全部やって、最小限度の項目だけずらっと並べておくと。その中でイエローが出てくるようなものとか規模の大きいものをピックアップし、事後評価するというのがあるのではないかなと思っています。うまくいくかどうか自信はありませんが。

それから、もう一つ、詳細に行う場合の項目ですが、先ほどから事後評価の目的というのがありましたが、例えば街路の場合で例をとりますと、街路や道路の場合走行速度が上がりました、ということですね。道路は走行速度を上げることが目的ではないのです。走行速度が上がると生産性が向上し、企業が立地し、雇用が増えて、生活が便利になってゆき、自由な時間がとれました、というスピードを上げることによってより豊かな生活ができるという指標が欲しいのです。あるいは、このバイパスができたおかげで別のバイパスがシャッター街になってしまいましたとか、バイパスの場合はこういうこともあり得ると思うのです。これはやはり冷たく見ておく必要があると思うのです。逆にそういう負の効果があるのだということ。

だから、僕はそういう指標をこの費用便益分析の便益の項目をそのままやるのではなく、その背景にある地域の活性の変化あるいは衰退の変化をとらえる必要があるのではないかなと思うのです。それは次の施策にとって重要な参考になるのではないかなと思うのです。

ほ場の場合でも、これによって経営主体が増えているのか減っているのかというのは大変重要な指標ですよ。それはやはり冷たく見ておく必要があると思うのです。

そのせいで逆に総体的に競争していた別の地域はますます人がいなくなってここ

に来たということもあり得ると思うのです。人口の衰退の移動があると思うのですが、そのような項目を、必ずしも都合がいいことばかり起きるわけではないのです。相対的な問題ですので、そういうことを見るようにしませんかという提案です。

ほかにございますか。事後評価についてご意見いただきましたが、これは一旦これで参りますが、この項目は難しかったとか、できなかったという議論が今から起きてきますので、もしも思いつかれた場合には事務局の方に積極的に申し出たいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、事後評価についてはお話を伺いまして、ご意見を出していただきましてありがとうございます。

適宜、事務局の方で、今後、実験しながら改良を加えていくということにさせていただこうと思います。

最後の課題は、資料3です。平成16年度の公共事業評価部会の進め方につきまして、ご説明をお願いしまして、ご了解をいただきたいと思っております。どうぞ。

事務局 それでは、事務局の方からご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

ここに平成16年度公共事業再評価の対象予定事業を載せてございます。河川が4事業、海岸2事業、砂防等5事業、道路6事業、農業農村整備11事業、合計28事業を来年度の再評価対象事業として現在予定しております。

続きまして、審議の進め方ですが、28事業ございますので、今年度と同様に概略審議をお願いいたしまして、それから詳細審議が必要な事業を選んでいただくという方法でお願いしたいと考えております。

ですが、今年度と違いまして、分科会ではなく委員全員の部会場で概略審議をお願いいたしまして、その上での詳細審議を選んでいただくという方法を考えております。28事業ですので、部会を設けるよりはその方が効率的と考えてご提案をさせていただきました。

来年度の日程ですが、6月上旬、できる早い時期に再評価調書、事業箇所図等の資料を送付させていただきます。

6月中旬に第1回の部会を予定しております。この部会では、28事業の概要説明、重点評価実施基準の結果の報告、部会の進め方等ご説明させていただいた上で、概略審議に入っていただきたいと思っております。

第2回の部会を6月下旬ごろに予定しております。引き続き概略審議をお願いしたいと思います。

次の2ページ、裏に移りまして、7月上旬に第3回の部会をお願いしたいと思います。この部会の際に、県民意見聴取の提出状況の報告をさせていただきたいと思っております。今年度は3件ございましたが、来年度も同様に実施いたしますので、概略審議で詳細審議をすべて選んでいただく前に、これについてはご報告させていただきます。この意見等も参考にさせていただきまして、第3回部会で詳細審議事業を決定していただき、その他の事業については事業継続が妥当かどうかを決定していただくのをお願いいたします。

続きまして、7月から8月ですが現地調査、これも今年度と同様に2回を予定しております。詳細審議に選んでいただいた事業についてできるだけ現地の方を調査していただきたいと思っております。

8月下旬に第4回の部会。第4回からは詳細審議をお願いいたします。

9月以降になります。第5回の部会以降になります。詳細審議事業を引き続きお願いいたしまして答申案を取りまとめていただき、10月ごろに答申という予定になっております。

3といたしまして県民意見聴取ですが、今年度3件ございましたけれども、この実施期間については規則で2週間以上と決めております。6月中旬から7月上旬程度まで予定しております。インターネットの県のホームページ、県政情報センター等での閲覧、県政だよりや新聞の日曜版の「県からのお知らせ」のコーナー、関係市町村への広報チラシ、ホームページへのリンク依頼等によりまして周知いたしまして、取りまとめた結果を第3回の部会でご報告させていただくという予定になっております。

4の事後評価の試行については、先ほどご説明いたしましたとおり、事後評価調書がまとまり次第、部会の方でご報告、審議をいただくという予定になっております。

以上が平成16年度の予定になっております。

森杉部会長 よく聞いていなかった面があるのですが、要約すると、基本的に今年と同じですね。中身で違いますのは、分科会で概略審査をしましたが、分科会は行いません、みんな一緒に行くという点。もう一つは、事後評価を行うという点、とこういうことです。要点としては大体この二つですね。それでよろしいでしょうか。

行政評価室長 事後評価について見ていただきますというふうなことかと思えます。

森杉部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

沼倉委員 質問なんですけれども、平成16年度の対象となる事業で農業農村整備が多くなるのは、何か特徴が、その年によって評価の対象となるので何かサイクルみたいなものが出てくるんですか。

事業管理評価専門監 ことは土木が多かったんですけれども、再評価を始めた段階で初年度に土木は全部しっかり調査というか該当する、全件かけたんです。農政の方は、初年度は試行的にやりまして、2年度目に該当するものを全部かけたんです。それが今回再々評価というんですか、もう一度かかる部分が今回ありますので、農業農村整備がちょっと多くなっているんです。

森杉部会長 僕の提案ですが、農業関係のB/Cは僕はわかっていません。委員の方々もわかっていない方がたくさんいらっしゃるように思います。1回勉強会を行ったら如何でしょうか。例えば、加藤先生に講義して頂くとか。両角先生に講義して頂くとか。これは行っておいの方がいいと思います。

徳永委員 B/C以前に、どういう事業が何のためにやったのかということも聞きたいです。

森杉部会長 その講義も欲しいですね。実際わかっていないですよ。私の場合は国土交通省

関係は長いつき合いがあるからある程度わかっているんですけども、先生も大体そうでしょう。

農水省というのはたくさん色々な事業があるのです。生活全般にすべてあるので、大変なのです。だから、勉強会を少し考えて頂けませんか、高橋さんも講師にして。農業全般の講義と、B / Cと。そんなところでしょうか。

行政評価室長 やれるとしても短い時間しかとれないと思いますが、いずれ部会の中でその講義していただく方、加藤先生なりをお願いしながら、その機会というか……。

遠藤委員 勉強会はやった方が担当者の方が楽だと思っんです。

森杉部会長 それは確かに。

加藤委員 何年かするとまた漁港関係の評価が入ってきますよね。それもまたほかとちょっと違う評価の点がある。それは出てきた時点で。

森杉部会長 ぜひ講義して頂きましょう。両角先生と加藤先生と高橋さんの3人の方々に講師していただくとか。

行政評価室長 皆さん、よろしくお願ひします。

森杉部会長 検討して頂けませんでしょうか。
終わってよろしいでしょうか。
それでは、本日はどうも。また時間をオーバーしましたが、これをもちまして終了ですね。

行政評価室長 一つだけ、先ほど徳永先生からご指摘ございました資料1 - 2の件ですが、見出しを変えますとお話ししましたけれども、平成14年度の対応状況との整合性もありますので、見出しはそのまま内容を、評価いただいた内容に訂正して、それで公表とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

森杉部会長 どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、平成15年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了致します。本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 長 田 洋 子 印

議事録署名委員 高 橋 千代恵 印